

大治町障がい者活躍推進計画

機関名	大治町教育委員会
任命権者	大治町教育委員会
計画期間	令和２年４月１日から令和７年３月３１日まで（５年間）
障がい者雇用に関する課題	大治町教育委員会においては、現在雇用している障がい者がいないため、障がい者である職員の新規採用が課題となっている。
目標	
採用に関する目標	【実雇用率】法定雇用率以上 (参考) 令和元年６月１日時点の実雇用率：０％ (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
定着に関する目標	なし ※今後、障がい者である常勤職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
１．障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として町長部局の総務部総務課長を選任する。 ○計画期間内に組織内の体制（支援担当者）を整備するとともに組織外の関係機関（町長部局（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員等）、愛知労働局、津島公共職業安定所等）と連携体制を構築し、障がい者の活躍推進を実施できるように役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で情報共有する。
(2)人材面	○町長部局と連携し、障がい者が配属されている部署の職員を中心に、年１回以上、障がいに関するセミナー等への参加を募る。
２．障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。
３．障がい者の活躍を推進するための環境整備・人材管理	
(1)職務環境	○障がい者を採用した場合は、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。

(2)募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関のみの受入れを実施する。
(3)働き方	○町長部局と連携し、時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4)その他の人事管理	○必要に応じて随時面談等を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○障がい者である職員からの要望を踏まえ、町長部局と連携し、障がい特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう検討を行う。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。